

第76回大阪府森林審議会

と き：平成25年2月18日（月）

14時00分～16時00分

ところ：ホテル大阪ベイタワー（4階 金枝の間）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 会長の選任について
- (2) 大阪地域森林計画の変更について
- (3) 森林機能再生重点地域の森林整備方針について
- (4) 放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について

4 報 告

- (1) 森林保全整備部会における議決事項報告
- (2) 林地開発許可等実績（報告）
- (3) 放置森林対策行動計画 後期に向けた取組み

5 そ の 他

6 閉 会

配付資料一覧

- 次第
- 大阪府森林審議会規程、委員名簿
- 配席図

- 諮問書（写）「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」

- 資料 1 大阪地域森林計画の変更について

- 資料 2 森林機能再生重点地域の森林整備方針について

- 資料 3 放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について

- 資料 4 森林保全整備部会における議決事項について（報告）

- 資料 5 林地開発許可等実績について（報告）

- 資料 6 放置森林対策行動計画 後期に向けた取組み（素案）

- 大阪の森林再生を目指して「放置森林対策行動計画」

大阪府森林審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを召集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部 会)

第6条 審議会の森林保全整備部会（以下「部会」という。）を置き、部会長のほか7名の委員をもって組織する。

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

(部会の議決事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

- 一 林地の開発の調整に関する事項
- 二 保安林の指定解除に関する事項
- 三 森林病虫害の防除対策に関する事項
- 四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項
- 五 林業構造改善に関する事項

2 前項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

大阪府森林審議会 委員名簿

平成24年11月1日現在(50音順 敬称略)

大浦 由美	和歌山大学観光学部 准教授
岡崎 純子	大阪教育大学理科教育講座 准教授
奥野 壽一	大阪府指導林家
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 助教
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター 助教
芝田 啓治	河内長野市長
花尻 忠夫	社団法人大阪府木材連合会 会長
花田 眞理子	大阪産業大学人間環境学部 教授
藤平 眞紀子	奈良女子大学生生活環境学部 講師
古川 光和	大阪府森林組合 代表理事組合長
前川 泰一郎	近畿中国森林管理局長
増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
松本 昌親	千早赤阪村長
三好 岩生	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 助教
吉田 昌之	京都大学名誉教授

み 第 2 4 1 9 号
平成 2 5 年 2 月 1 8 日

大阪府森林審議会会長 様

大阪府知事 松井 一郎



森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について（諮問）

森林法第5条第5項の規定に基づき大阪地域森林計画を変更するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

【担 当】

大阪府環境農林水産部
みどり・都市環境室 みどり推進課
森林整備グループ 瀬川・三嶋
TEL：06-6941-0351（内 2753）
FAX：06-6210-9551

大阪地域森林計画の変更について

地域森林計画と今回の変更概要について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する10年を1期とする計画。(市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画)

[地域森林計画において掲げる事項] (森林法第5条)

- 対象とする森林の区域
- 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐を除くもの)
- 造林面積その他造林に関する事項
- 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- 保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

2 計画期間

平成22年4月1日から平成32年3月31日

3 今回の変更の内容

森林区域の減少に関すること

- ・林地開発の完了に伴い森林区域が26ha減少する。

森林面積	55,107→55,081ha
------	-----------------

大阪地域森林計画変更の概要

1 森林区域の減少に関すること（計画書 P10）

○林地開発の完了に伴い森林区域が減少となったことによるもの。

変更項目	変更内容															
II 計画事項 I 対象とする森林の区域	変更後	変更前														
	<table border="1"> <tr> <td>総数</td> <td>55,081ha</td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>2,181ha</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>456ha</td> </tr> </table>	総数	55,081ha	箕面市	2,181ha	枚方市	456ha	<table border="1"> <tr> <td>総数</td> <td>55,107ha</td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>2,205ha</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>458ha</td> </tr> </table>	総数	55,107ha	箕面市	2,205ha	枚方市	458ha		
総数	55,081ha															
箕面市	2,181ha															
枚方市	456ha															
総数	55,107ha															
箕面市	2,205ha															
枚方市	458ha															

・森林区域減少の概要

所在	目的	面積 (ha)	図面
箕面市 上止々呂美	住宅地の造成	24	区域図1
枚方市 大字尊延寺	事業場の設置	2	区域図2
計		26	

変更の理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

変更する計画事項

- 1 Ⅱ 計画事項の『第1 計画の対象とする森林の区域』
林地開発行為の完了に伴い、計画対象森林面積を変更する。

なお、上記以外の事項については、従前の計画書のとおりである。

大阪地域森林計画書 (変 更)

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成32年 3月31日

第1回変更平成23年3月29日作成

第2回変更平成23年12月27日作成

第3回変更平成24年 月 日作成

大 阪 府

目 次

Ⅱ 計画事項	9
第1 計画の対象とする森林の区域	10

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	55,081	単位 : ha	
豊中市	2	河内長野市	7,314
池田市	545	松原市	-
箕面市	2,181	羽曳野市	247
豊能町	2,189	藤井寺市	-
能勢町	7,673	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,483	河南町	1,214
茨木市	2,765	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	400
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	456	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,980
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	720	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,821
東大阪市	1,009	忠岡町	-
四條畷市	744	熊取町	497
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,523
富田林市	250		

注1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

注2

本計画の対象森林は、森林法第10条の2に基づく林地開発行為の許可制、同法第10条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

注3

森林計画図の縦覧場所

(全 域)

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階
大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課

(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、
豊中市、能勢町、豊能町)
茨木市中穂積1丁目-3-43 (大阪府三島府民センタービル内)
大阪府北部農と緑の総合事務所

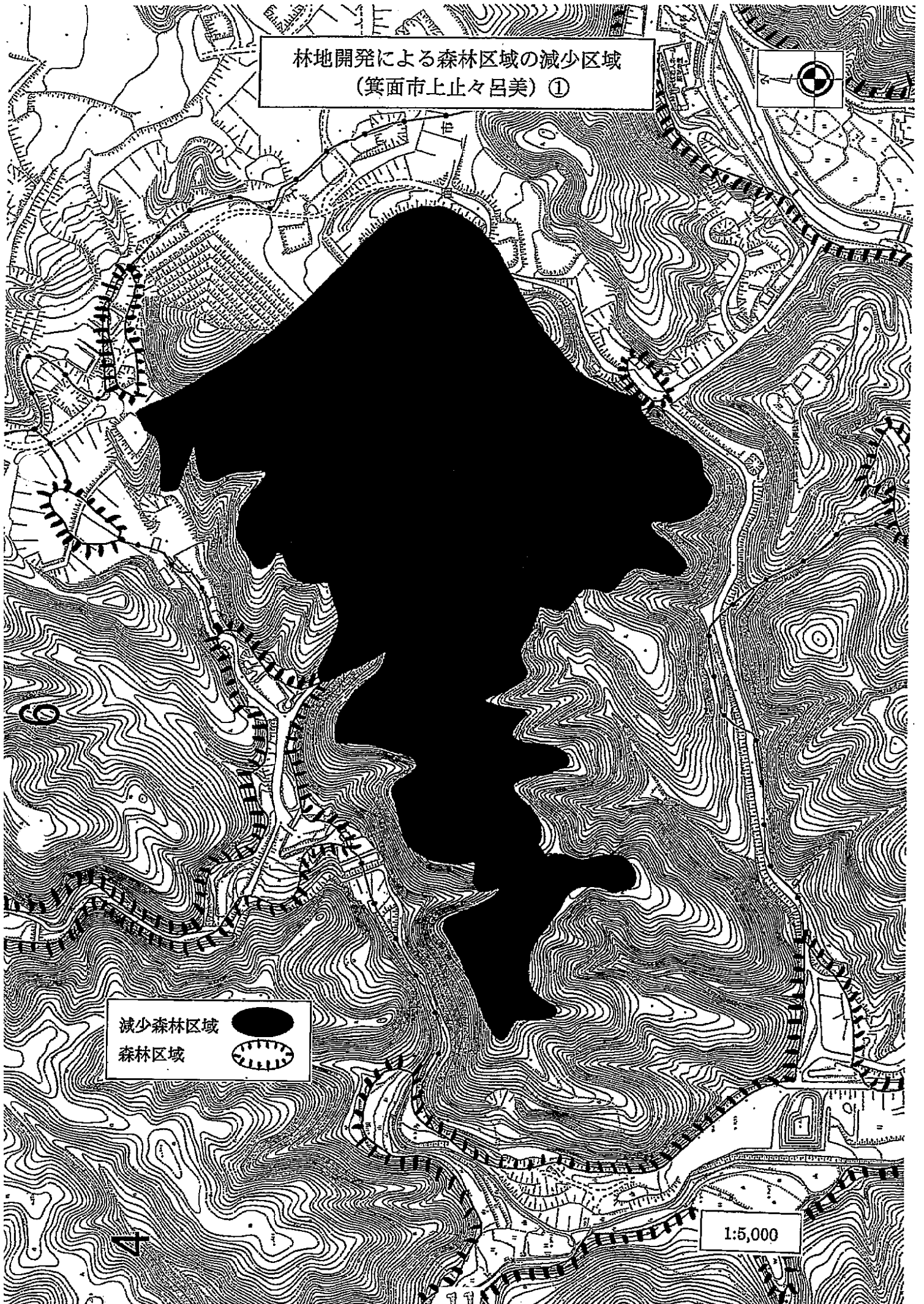
(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、
門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市)
八尾市荘内町2丁目1-36 (大阪府中河内府民センタービル内)
大阪府中部農と緑の総合事務所

(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、
太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市)
富田林市寿町2丁目6-1 (大阪府南河内府民センタービル内)
大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)
岸和田市野田町3丁目13-2 (大阪府泉南府民センタービル内)
大阪府泉州農と緑の総合事務所
富田林市寿町2丁目6-1 (大阪府南河内府民センタービル内)
大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、
熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)
岸和田市野田町3丁目13-2 (大阪府泉南府民センタービル内)
大阪府泉州農と緑の総合事務所

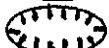
林地開発による森林区域の減少区域
(箕面市上止々呂美) ①



減少森林区域



森林区域

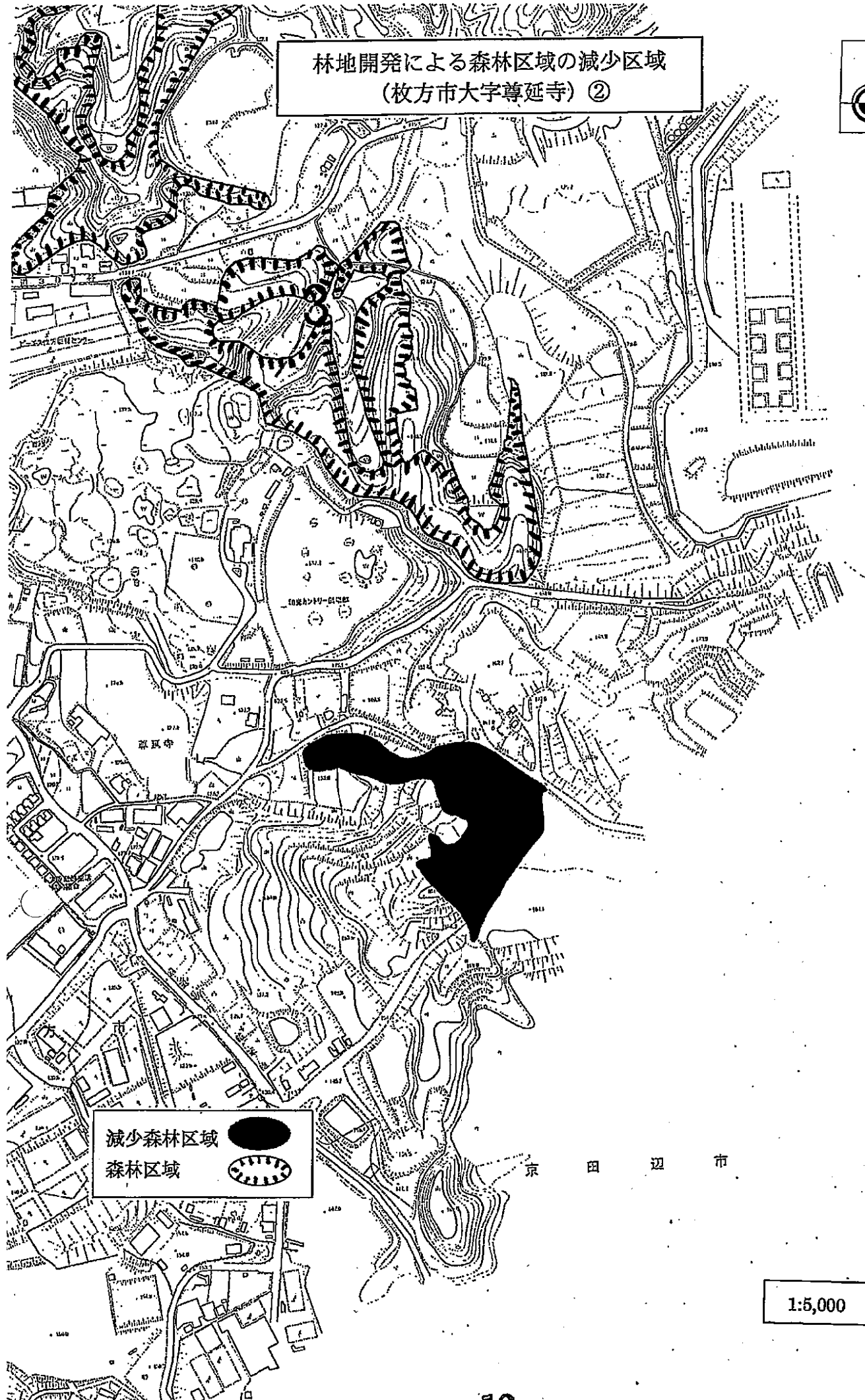



1:5,000

開発の概要

行為者	住所	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 9 番 8 号	
	氏名	豊田通商株式会社	
行為地の所在場所		箕面市上止々呂美 3 番 7 ほか	
開発の目的		住宅地の造成（箕面森町第二区域開発地区）	
開発行為の面積 (ha)	係る森林面積	24.1258	
	しようとする森林面積	30.0090	
	事業区域面積	30.0090	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)
	残置森林	5.8832	19.6
	造成する森林・緑地	1.3154	4.4
	宅地	14.0355	46.8
	道路その他	8.7749	29.2
	計	30.0090	100.0
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土法面はなし、盛土勾配は 1:1.8 から 1:2.0 でチップ材マルチングによる法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：河川管理者と協議され、適正な排水施設が施工されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置された。</p> <p>(4) 環境の保全：基準 20% を上回る 24.0% の残置森林及び造成森林・緑地が確保された。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられていることから、適正である。</p>		
関係法令	都市計画法・砂防法・宅地造成等規制法		
備考	許可日：平成 21 年 12 月 8 日 工事完了日：平成 24 年 3 月 14 日 完了確認日：平成 24 年 6 月 26 日		

林地開発による森林区域の減少区域
(枚方市大字尊延寺) ②



減少森林区域 
森林区域 

京 田 辺 市

1:5,000

開発の概要

行為者	住所	枚方市樟葉並木	
	氏名	個人	
行為地の所在場所		枚方市大字尊延寺 4585 番 36 ほか	
開発の目的		事業場の設置	
開発行為の面積 (ha)	係る森林面積	1.8321	
	しようとする森林面積	1.8321	
	事業区域面積	12.8754	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)
	残置する森林	0.0000	0.0
	造成する森林・緑地	0.0000 (2.6500)	0.0 (20.6)
	事業場	1.8321 (10.2254)	100.0 (79.4)
	計	1.8321 (12.8754)	100.0 (100.0)
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切盛土の勾配は 1:1.8 で法高 5m 毎に小段が設けられており、種子吹付け等の法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：河川管理者と協議され、適正な洪水調整池等が施工されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置された。</p> <p>(4) 環境の保全：基準 25% を上回る造成森林等が適正に配置、確保されている(森林区域外を含む)。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられていることから適正である。</p>		
関係法令	都市計画法・砂防法		
備考	許可日：平成 10 年 1 月 13 日、平成 13 年 2 月 5 日 工事完了日：平成 24 年 7 月 31 日 完了確認日：平成 24 年 8 月 9 日		

※ () は、森林区域外の面積を含めた数字。